

令和 8 年度 危機管理マニュアル R8. 7 月改訂

【項目】	ページ
1 学校危機対応について	1
2 緊急時対応に関する体制（事件・事故災害）	2～ 3
3 いじめ対応の手順	4
4 不審者対応の手順	5
5 伝染病・食中毒（疑いも含む）対応の手順	6
6 アレルギー疾患緊急対応の手順	7～10
7 インフルエンザによる学級閉鎖等への対応	11
8 火災発生時対応の手順	12～13
9 自然災害発生時の対応手順	14～15
10 重大事案発生時の基本的な対応＜校内での傷害事件、生徒の死亡等＞	16～18
11 スクールバス緊急マニュアル	19～23
12 弾道ミサイル発射に係る「Jアラート」対応	24～27
13 熱中症発生時の対応手順	28～29
14 クマ出没時の対応	30～32
15 （参考）新型コロナウイルス感染症発生時の対応	33～34
16 校外活動における安全管理マニュアル	35

阿武町立小中一貫教育校

「阿武学園」 阿武中学校

緊急連絡先一覧

※阿武町内市外局番（０８３８８）

☐ 阿武町教育委員会	２－０５０１
☐ 萩児童相談所	０８３８－２２－１１５０
☐ 萩 警察署	０８３８－２６－０１１０
☐ 奈古駐在所	} 萩警察署より転送
☐ 福賀駐在所	
☐ 宇田駐在所	
☐ 萩市消防本部	０８３８－２５－２７７２
☐ 阿武町役場	２－３１１１
☐ A L S O K 問い合わせ・点検 警報発生	０１２０－８６－７７９９ ０１２０－４９－２２４９
☐ 内 科 医	０８３８－２８－０３２１（河野医院）
☐ 耳 鼻 科 医	０８３８－２２－２８１１（都志見医院）
☐ 歯 科 医	２－２０６５（和田医院）
☐ 眼 科 医	０８３８－２１－７３３３（さがら眼科）
☐ 西日本設備サービス （ヒーター、エアコン等）	０８３８－２５－２４２４
☐ J A 萩ジャスポ大井（灯油）	０８３８－２８－５６６６
☐ 金子電気（電気関係）	０８３８－２５－１０２６ ０９０－７３７３－５７３９
日進電気（太陽光発電、電気工事）	０８３８－２２－０６０７
☐ ヤマサングラス奈古（ガス関係）	２－２０３０
☐ 森田木工所（ガラス関係）	０８３８－２８－１２５４
萩みやざき（ガラス関係、鍵）	０８３８－２２－５１９４
☐ セフティメンテナンス（消防施設整備関係）	０８３－９８８－２３０１
☐ 阿武町給食センター	２－０６００
☐ 阿武建設（水道関係、建築）	２－３３３０
水津設備（水道関係）	２－２７６９ ０９０－３７４８－２３０１
☐ 北部家畜保健衛生所 （鳥インフルエンザ関連）	０８３８－２２－５６７７ F A X ０８３８－２２－２２８５
☐ 萩健康福祉センター （新型コロナウイルス感染症関連）	０８３８－２５－２６６７

1 学校危機対応について

(1) 学校危機対応の目的

「学校危機対応」とは、各学校の教育目標の達成を阻害する要因を除去するために、学校が下記の目的をもって組織的に取り組むことをいう。

- 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会との信頼関係の向上を図ること
- 危機の体験から学んだ教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

(2) 学校危機対応のポイント

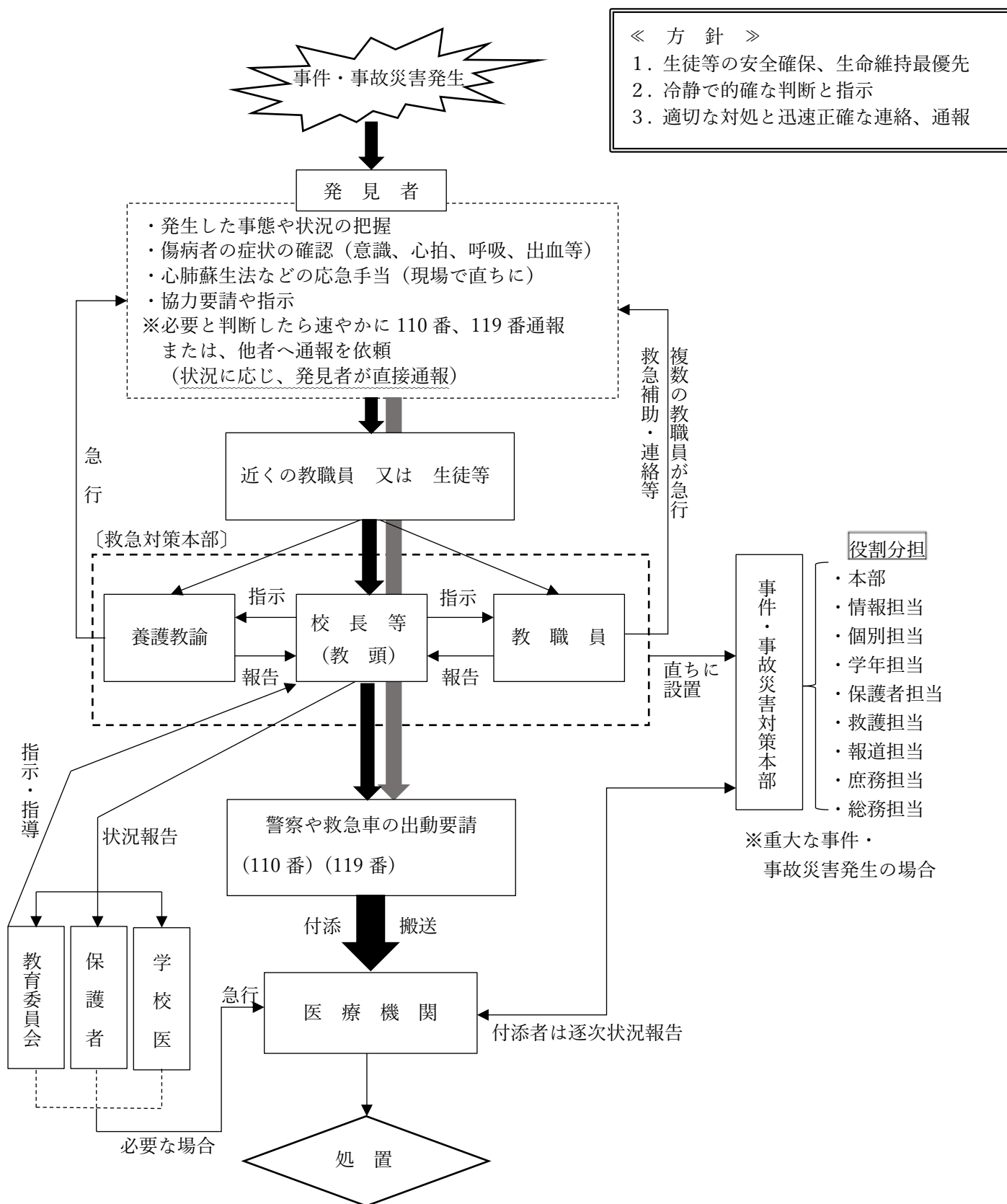
学校の教育目標を達成するためには、学校が子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所であるなければならない。

しかしながら、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機は頻繁に起こっており、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応しなければならない。

- 迅速かつ的確な初期対応
 - 初期対応が以後の展開を大きく左右する。
- 指揮系統の明確化
 - 危機対応はトップダウンが基本である。
- 情報集約・情報管理の徹底
 - 校長がリーダーシップを発揮するためには、正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
- 情報の共有と役割分担の明確化
 - 緊急対策会議等を持ち、全教職員の共通理解のもと組織的に対応する。
- 保護者・関係機関等との密接な連携
 - 必要に応じて、躊躇することなく支援を要請する。

2 緊急時対応に関する体制（事件・事故災害）

（１）事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



(2) 事件・事故災害対策本部の校内役割分担

役 割	主 な 内 容	担 当 者		
		順位 1	順位 2	順位 3
本 部 (指揮命令者)	全体の状況把握と必要な指示、掌握 教育委員会・警察等との連携	校 長	教 頭	教務主任
情報担当	情報の収集（教職員、生徒への聞き取り）・ 整理	(状況に応じ担当を指示)		
個別担当	被害生徒等の保護者など個別の窓口	担 任	生徒指導 主任	副担任
学年担当	各学年の総括、生徒等への指導	学年主任	生徒指導 主任	副担任
保護者担当	保護者会の開催やP T A役員との連携	教 頭	教務主任	学年主任
救護担当	負傷者の実態把握、応急手当、心のケア	養護教諭	副担任	担 任
報道担当	報道機関への対応、窓口	教 頭	校 長	教務主任
庶務担当	事務を総括	事務主任	教 頭	学年主任
総務担当	学校再開を総括	教 頭	教務主任	校 長

※出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも機能するように、各役割に複数配置し、分担順位を定めるが、状況に応じて、全員がどの役割でも果たせるようにする。

(3) 一次救命措置の手順

- ① 呼吸の確認(心停止の判断)
- ② 胸骨圧迫(循環の整理)
- ③ 気道確保
- ④ 人工呼吸
- ⑤ 胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回を繰り返す
- ⑥ AED 装着
- ⑦ 心電図解析(電気ショックは必要か)
- ⑧ 必要有の時には電気ショック 1 回
- ⑨ 胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回を繰り返す

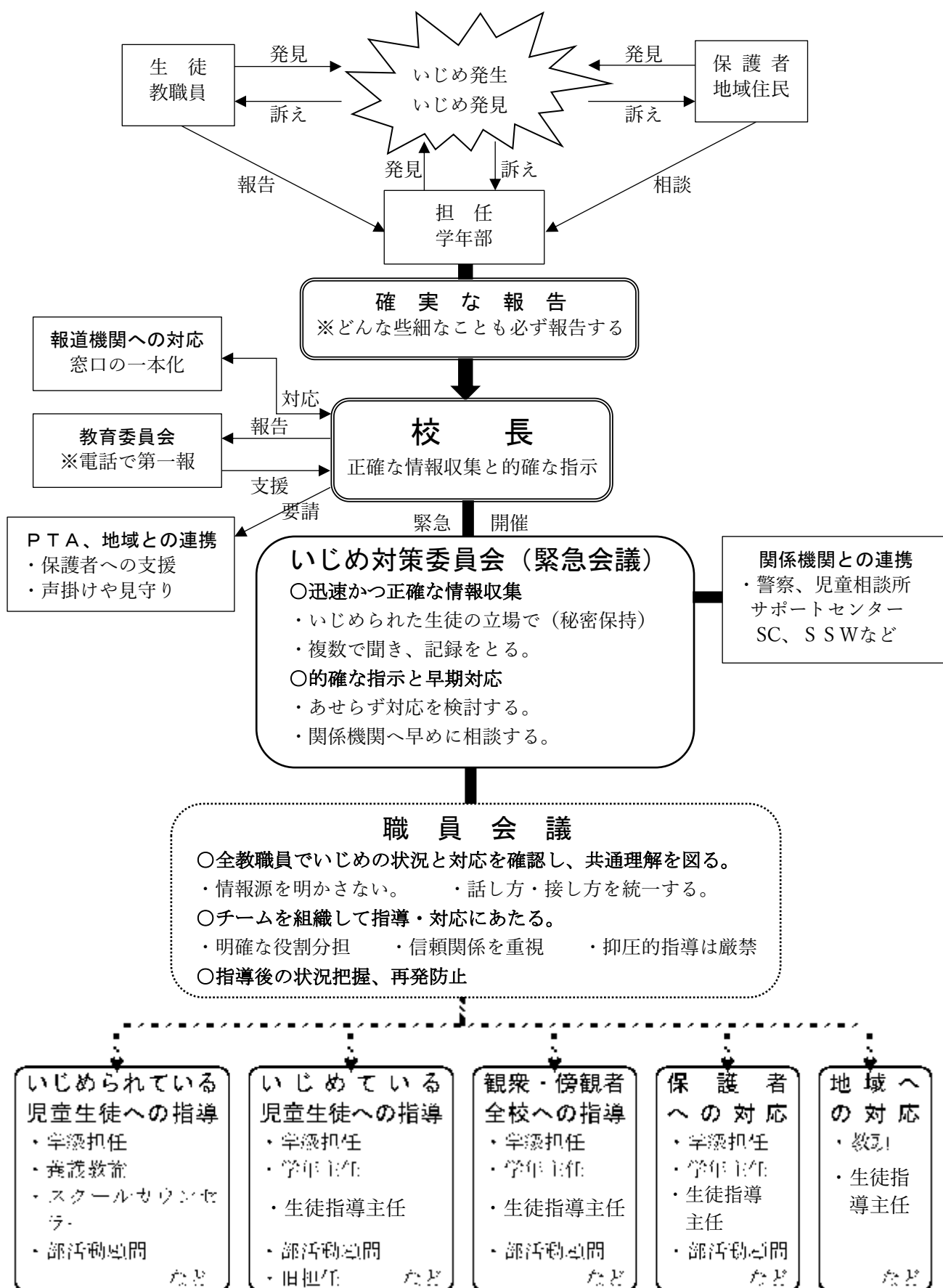


救急隊に引き継ぐまで、または普段通りの呼吸や目的にあるしぐさが認められるまで続ける。

※<手当の基本>は、日本赤十字社「救急法基礎講習」から抜粋

3 いじめ対応の手順

※校長を中心とした指導体制のもとで、全教職員が組織的に指導にあたる。

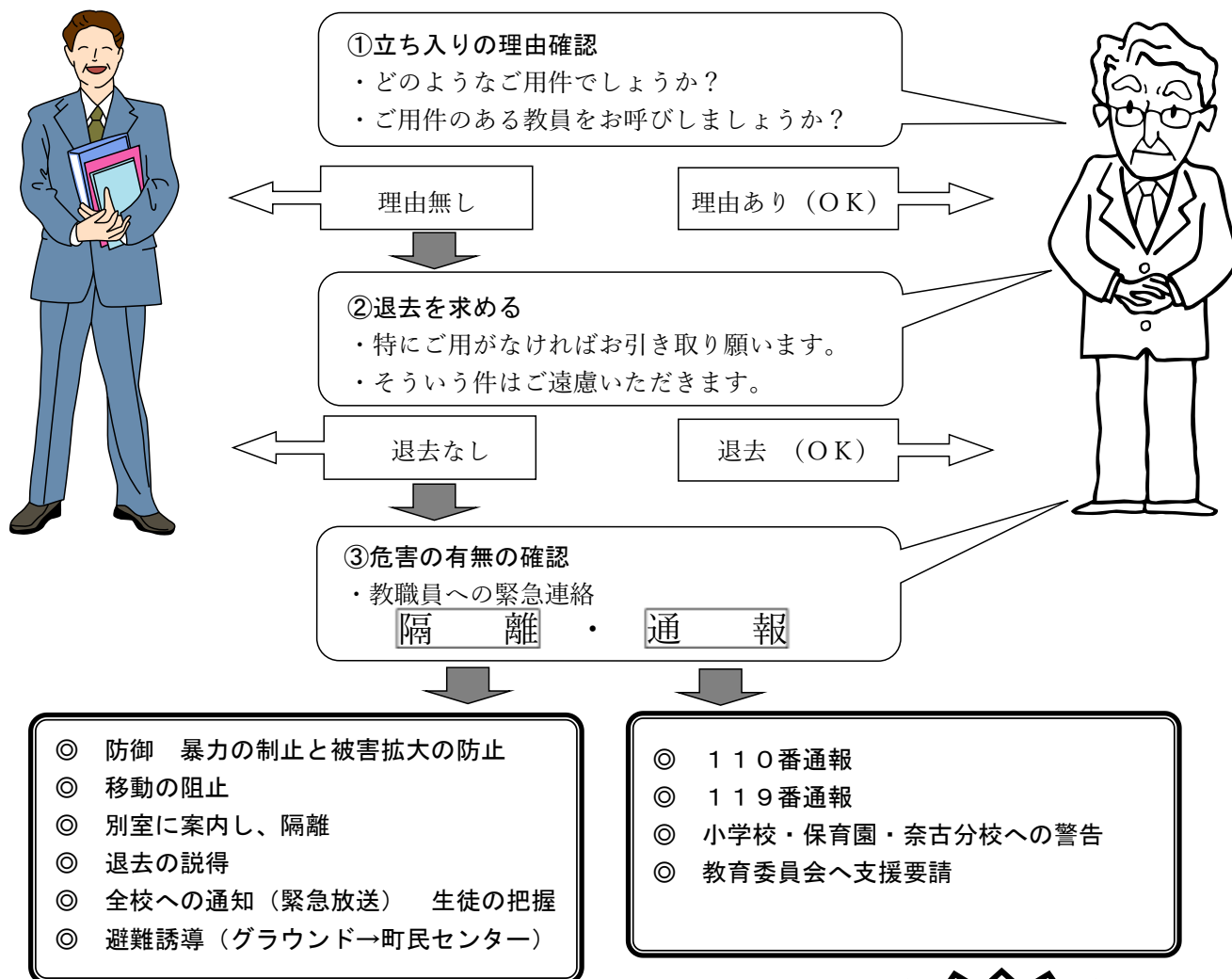


4 不審者対応の手順

○ まずは、侵入防止対策から → ①校門（フェンス設置、視界の確保）、②校門から校舎入り口（施錠、通行場所限定、死角の排除）、③校舎の入口（入口の指定・施錠、受付管理）←利用者、時間、場所の把握、明確化

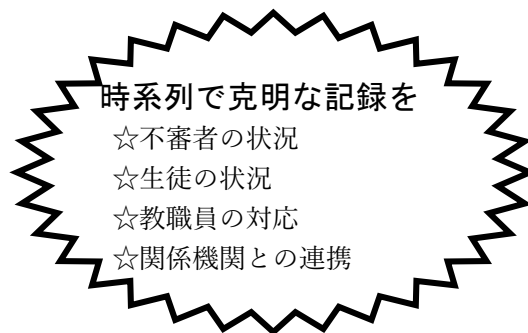
学校への立ち入り者

発見者(教員)



<役割分担>

全体指揮・外部対応・記録	校長・教頭
校内放送・電話通報	教頭・事務主任
避難誘導・安全確保	学級担任・授業者
保護者等への連絡	教務主任・学級担任



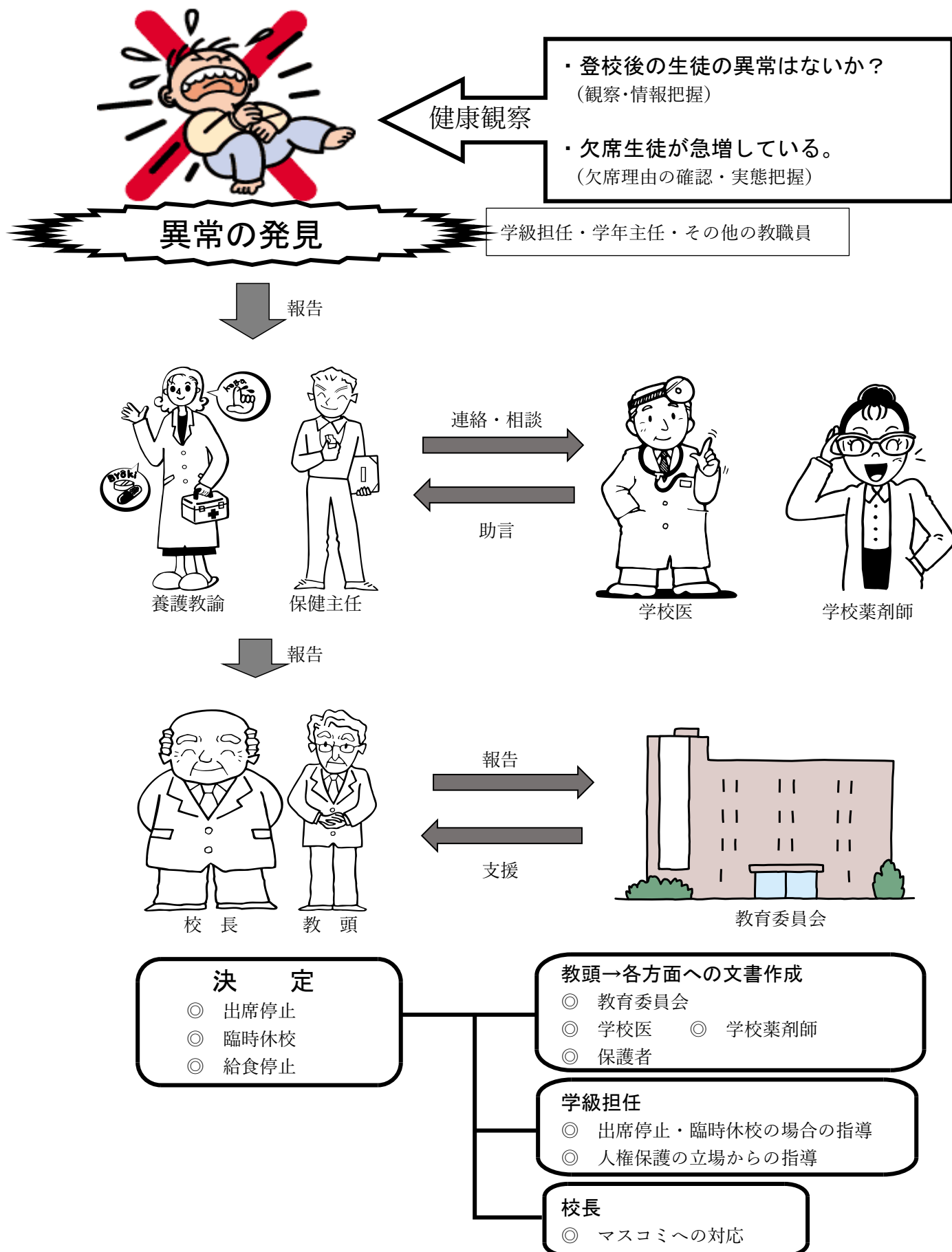
事件事故対策本部の設置

<事後の対応や措置>

- ◎ 情報の整理と提供
- ◎ 再発防止対策実施
- ◎ 保護者への説明
- ◎ 報告書の作成
- ◎ こころのケア
- ◎ 災害共済給付請求
- ◎ 学校再開準備

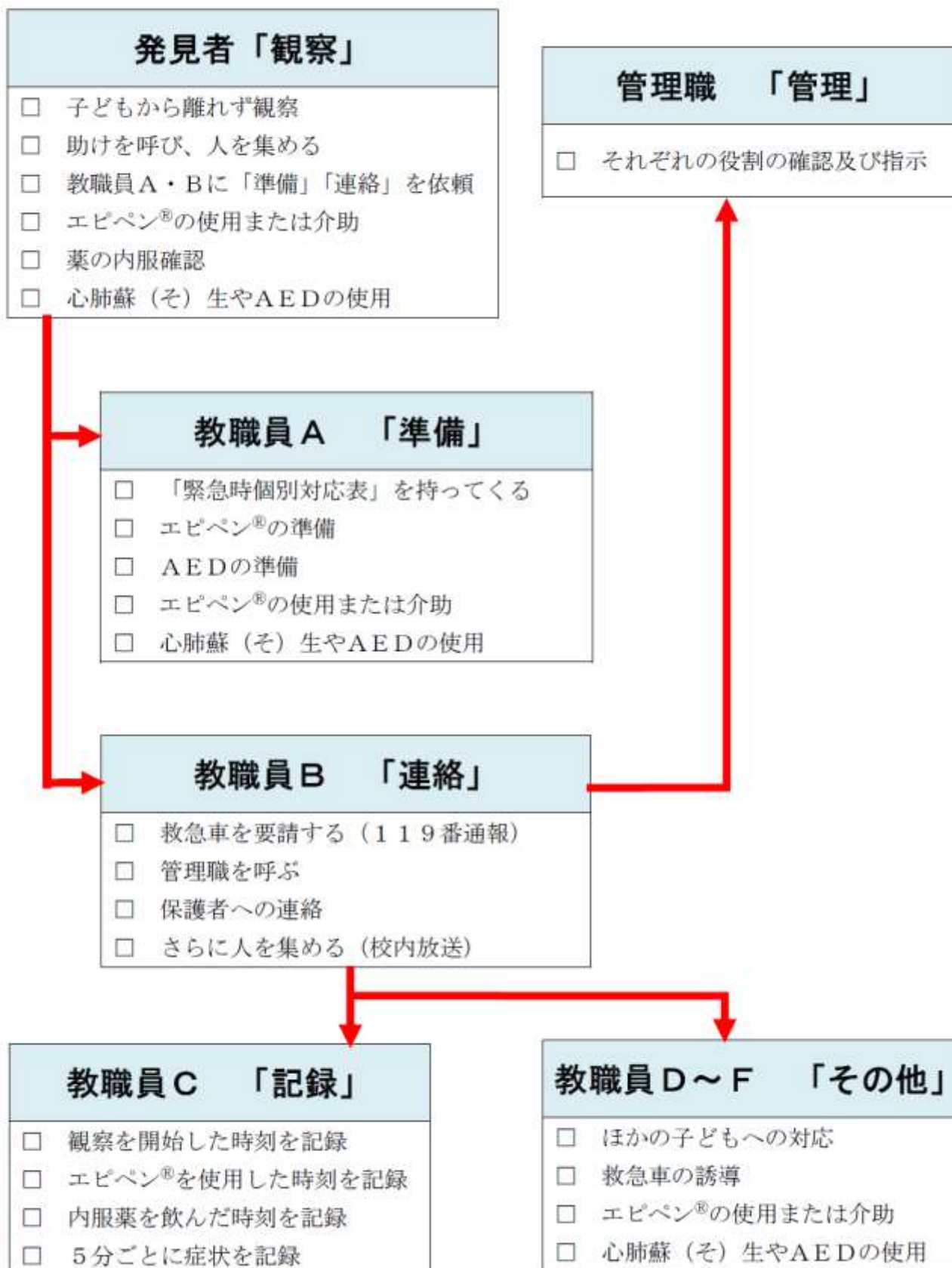


5 伝染病・食中毒（疑いも含む）対応の手順



6 アレルギー疾患緊急対応の手順

(1) 学校内での役割分担



参考：「学校におけるアレルギー疾患対応資料」文部科学省・（公財）日本学校保健会（平成27年3月）

(2) 緊急時の対応

緊急時の対応

発見者＝観察者

- ・ 子供から離れず観察
- ・ 助けを呼ぶ
- ・ 緊急性の判断
- ・ エピペン®、AEDを指示

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
 - ☐ 声がかすれる
 - ☐ 犬が吠えるようなせき
 - ☐ 息がしにくい
 - ☐ 持続する強いせき込み
 - ☐ ぜーぜーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- ☐ 我慢できない腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける



一つでもあれば

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・（公財）日本学校保健会

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない！**

<安静を保つ体位>

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

(3) エピペン®の使い方

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくるところです。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



(4) 救急要請（119番通報）のポイント

救急要請（119番通報）のポイント

① 救急であることを伝える	③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える 食物アレルギー既往の有無を伝える
② 救急車にきてほしい住所を伝える	④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える 119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

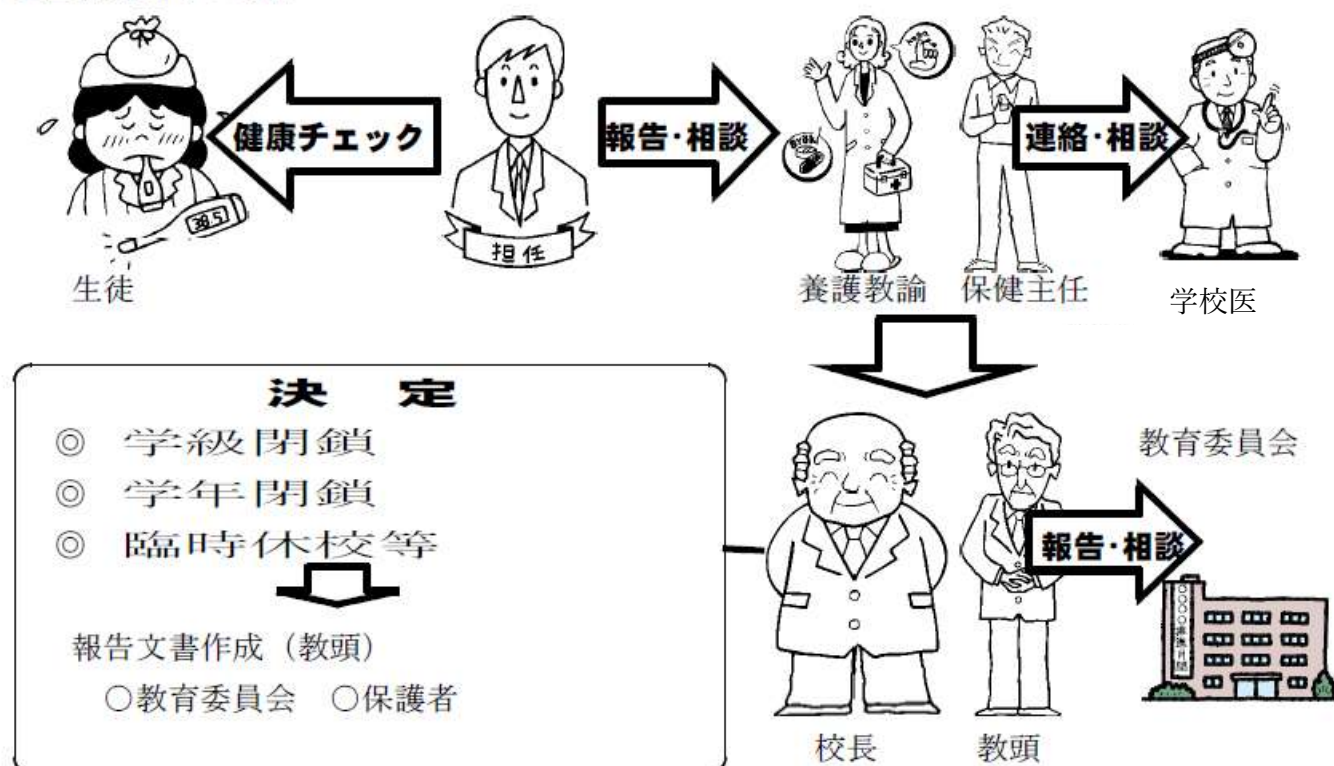
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

【救急要請（119番通報）時の注意事項】

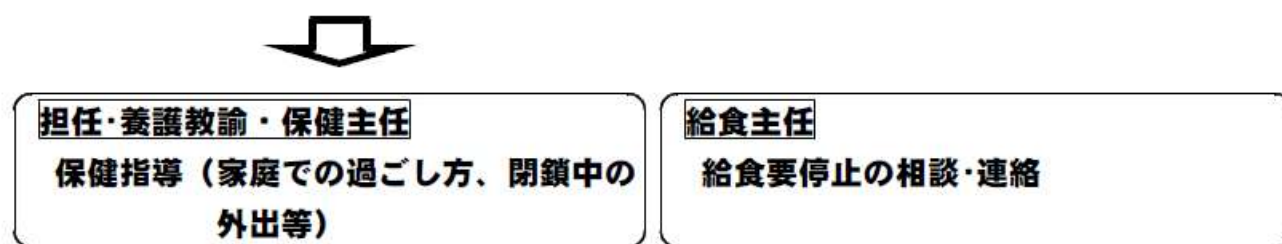
- 1 エピペン[®]所持児童生徒について、救急搬送を依頼（119番）する場合、消防本部（局）通信担当員へ、エピペン[®]を処方されている児童生徒であることを伝える。
- 2 救急隊到着時、「緊急時連絡票」 （写し）を救急隊員に渡す。（ただし、事前に保護者の承諾を得ている場合に限る。）

7 インフルエンザによる学級閉鎖等への対応

●危機発生時の対応

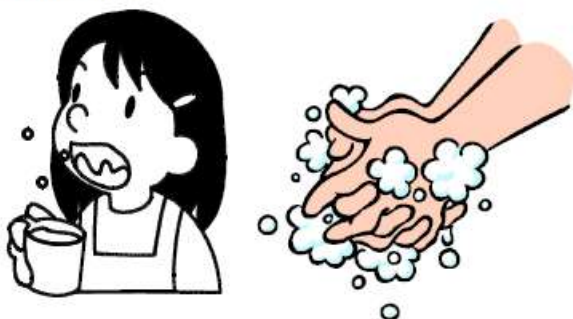


*インフルエンザの兆候が見え始めたとき、事前に文書を出しておくことが望ましい。



*報道機関への対応は保健所を窓口とする。

●予防措置



養護教諭・保健主任を中心に

- ・一般的な予防法の指導を徹底
- ・伝染病予防の保健指導の徹底

校長

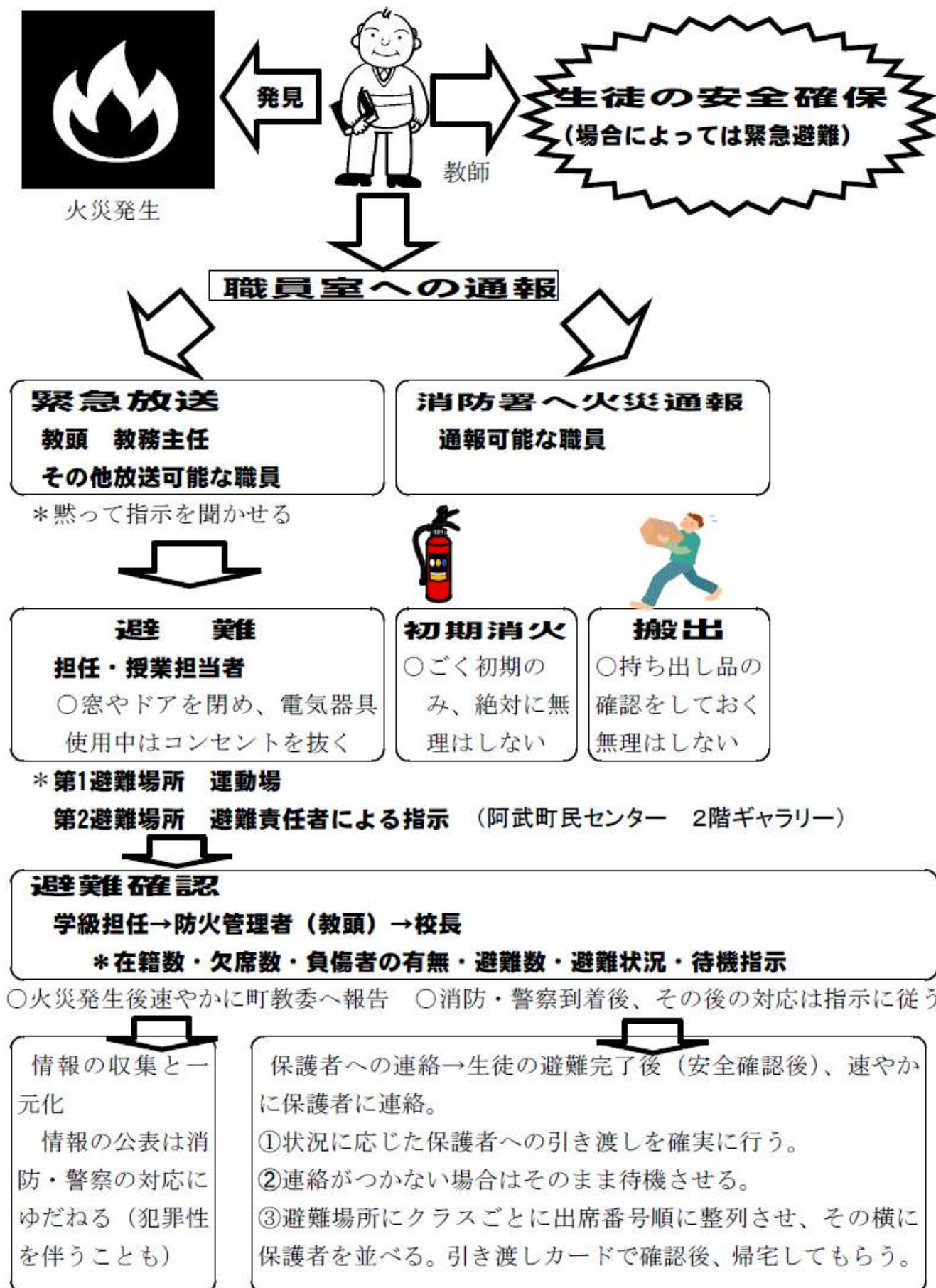
- ・学校環境衛生基準の遵守

●関係法令

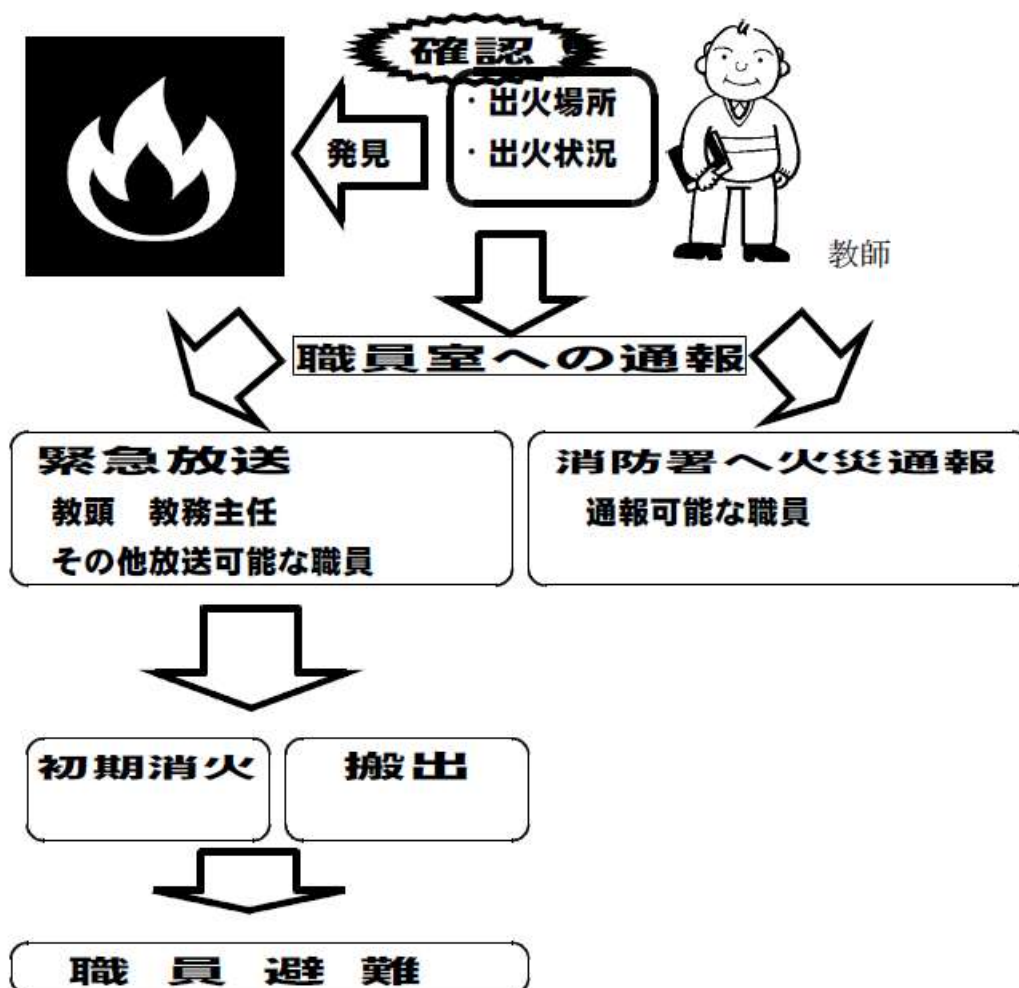
- 学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）第 19 条（出席停止）第 20 条（臨時休業）
- 学校保健安全法施行令第 6 条（出席停止の指示）第 7 条（出席停止の報告）
- 学校保健安全法施行規則第 18 条（感染症の種類）第 19 条（出席停止の期間の基準）第 20 条（出席停止の報告事項）第 21 条（感染症に関する細目）

8 火災発生時対応の手順

(1) 生徒在校中に火災が発生した場合



(2) 職員のみ在校中に火災が発生した場合



(3) 管理職が不在の時に火災が発生した場合

校長（隊長）・教頭（防火管理者）が登校するまでに、職員は下記の事項を処置する

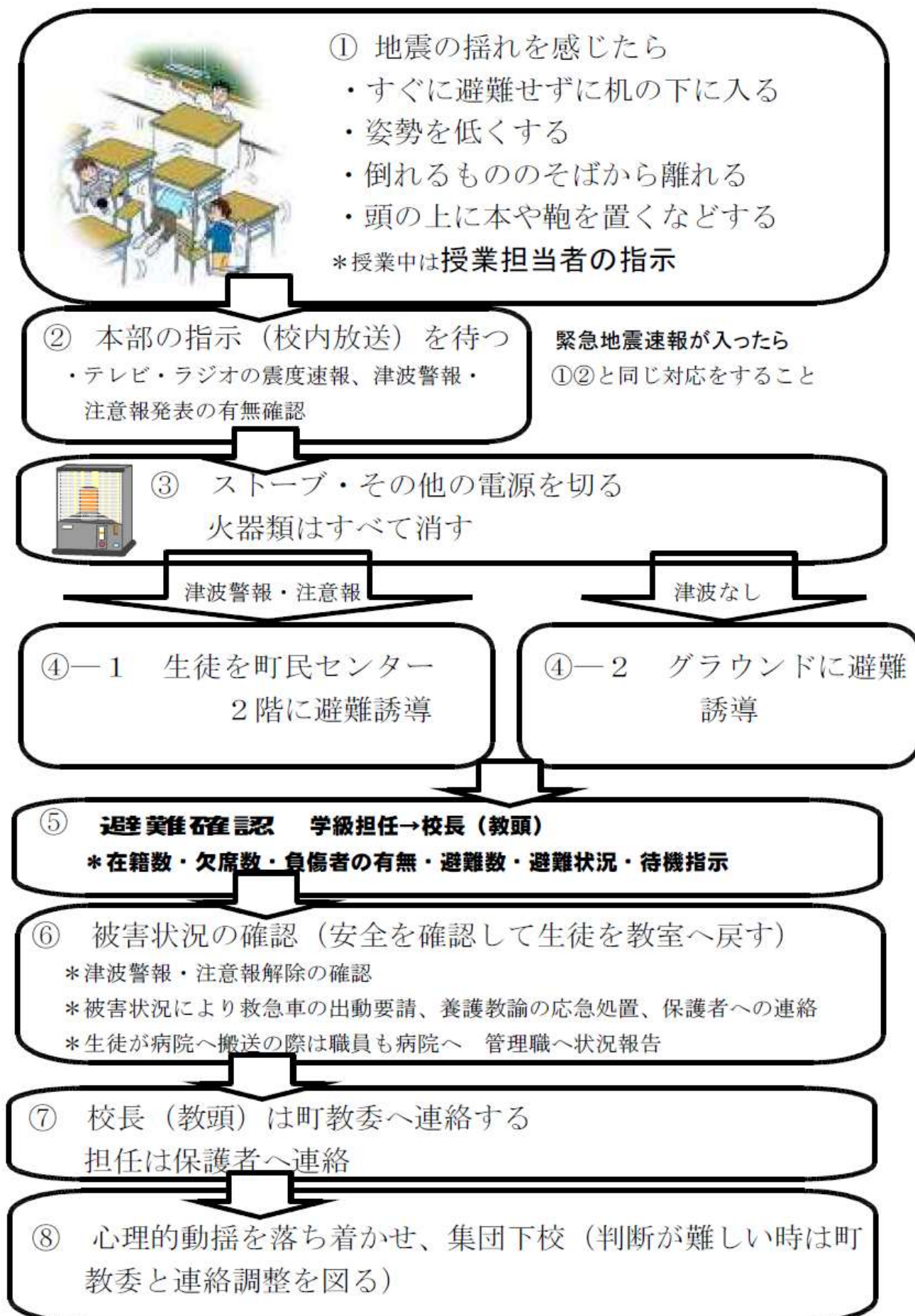
- ① 消防署への通報
- ② 隊長・防火管理者への連絡（指示を仰ぐ）
- ③ 町教委への連絡
- ④ 初期消火・搬出

(4) 夜間・休日に火災が発生した場合

- ① 連絡網を通じて全職員へ知らせる
- ② 教職員は直ちに出勤し、消防署員や隊長（校長）の指示に従う

9 自然災害発生時の対応手順

(1) 生徒在校中に地震・津波が発生した場合



(2) その他の状況で地震・津波が発生した場合

登下校時

《生徒》

- ・地震が収まった後は近くのできるだけ高台や高い建物に速やかに避難する。
- ・登下校に支障があったら、可能な範囲で自分の所在を学校へ知らせる。

《教職員》

- ・生徒の所在確認と状況によっては保護を行う（校内・通学路・避難場所）。
- ・保護者への引き渡しが必要な場合は連絡・引き渡しまでを確実に行う。
連絡がつかない場合はそのまま待機させる。
- ・学校の対応については教育委員会へ状況報告を行う。

校外学習時

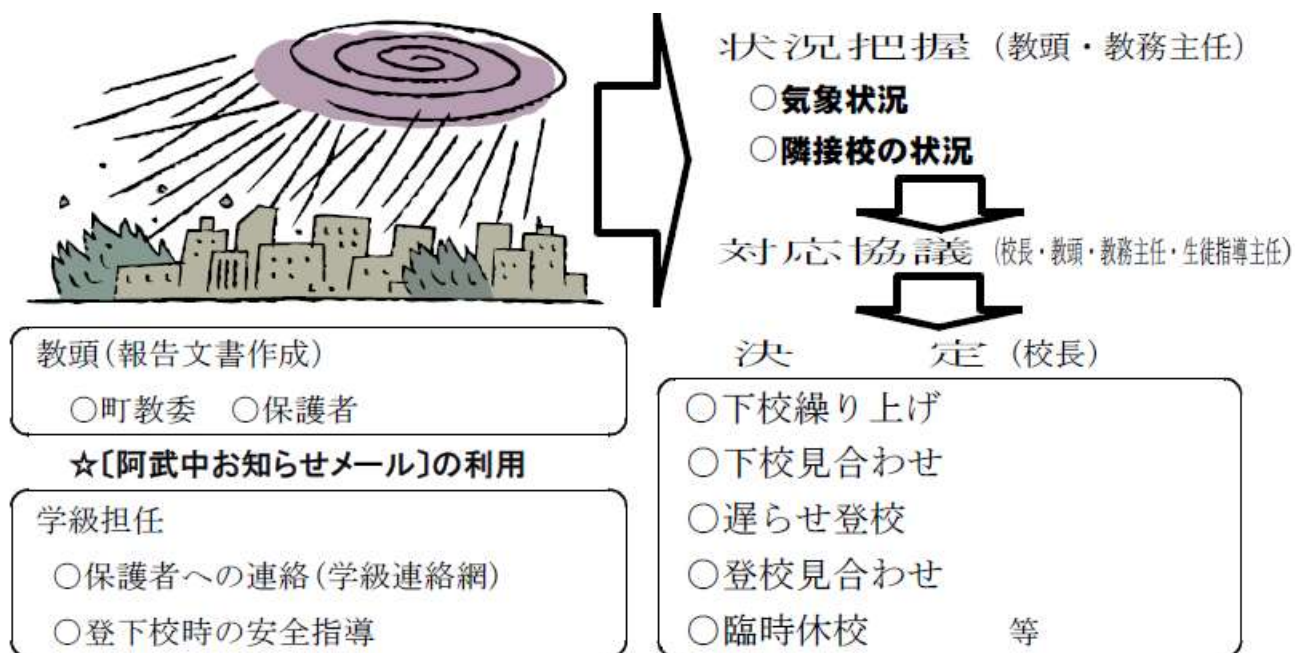
《生徒》

- ・教職員の指示をよく聞いて急いで避難をする。
- ・教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は防災無線等をよく聞いて、避難が必要な場合は近くの高台やビルに避難する。
- ・避難後の行動について教職員の指示に従う。

《教職員》

- ・引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は生徒を避難させ、状況を学校へ報告する。
- ・学校は引率教職員と連絡を取り、状況を把握し必要な指示をする。
- ・引率教職員は避難完了後、人員確認を行い学校へ報告する。
- ・学校は交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応について引率教職員へ連絡する。

(3) 台風その他の風水害



10 重大事案発生時の基本的な対応＜校内での傷害事件、生徒の死亡等＞

(1) 対応のポイント

- ◎ 起きたことで非難されるよりも、対応の在り方が問題視される傾向が強い。
- ◎ 管理職へ正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ◎ 躊躇なく教育委員会、関係機関へ支援を求める。
- ◎ 生徒・保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。
- ◎ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ◎ 全国C R T提供の「学校危機対応教職員ハンドブック」を活用する。

(2) 初期対応

① 管理職への速報及び情報管理

- * 5 W 1 Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。(可能ならメモで)
- * 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
(緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ)
- * 様々な情報を一元的に集約(情報管理の徹底)し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
(生徒指導主任または教頭等)

② 状況把握

- * 校長が確認する
 - ・出張等の場合は、現場に直行しながら教頭等と連絡を取り合い、詳細を確認する。
- * 現場を保存する
 - ・警察による現場検証のため、片付け・清掃などはしない。
 - ・状況によっては、現場を隠したり、立て札で近づかないようにしたりするなど配慮する。

③ 管理職または管理職の指示を受けた教職員による連絡・指示

- * 負傷者等への対応及び 119 番通報
 - ・携帯電話からの通報は、他地域の消防にかかることがあるため、必ず阿武町名を最初に言う。他地域の消防にかかった場合、転送されるため、電話を切らないようにする。
 - ・現場では、できる限りの応急手当(止血等)、救命処置(心肺蘇生・A E D使用等)を施す。
 - ・救急車には、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添い、管理職へ状況を報告する。
 - ・誰がどこの病院へ搬送されたかを記録し、一覧表を作る。
- * 110 番通報
- * 全教職員への連絡・指示
 - ・生徒の生命の安全を守ることを最優先に行動する。
- * 生徒への連絡・指示及び生徒の確認
 - ・担任・授業担当者・全校放送等により集合(避難)場所を連絡する。
 - ・集合後、生徒の確認は、名票等を用い確実にチェックする。
- * 教育委員会へ速報・支援要請、事案に応じてC R Tの派遣を要請
- * 該当生徒の保護者への連絡
 - ・事実を正確に伝えるとともに、搬送病院名等の情報を連絡する。
- * P T A会長、同窓会長、地域の関係者等への連絡

④ 具体的な対応

- * 対策本部(校長室)の設置及び緊急対策会議

- ・全校集会・緊急保護者会開催、休校措置・学校再開時期の決定等について検討する。
- * 緊急職員会議の開催
 - ・状況の共通理解を図る。
 - ・具体的な対応策の共通理解と役割分担の確認等を行う。
 - ・学校外との対応の窓口を一本化し、教職員が、自己の判断で学校外へ情報を伝えないことを確認・徹底する。
- * 生徒への説明・指導
 - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
 - ・憶測や噂話・デマが広がり、二次被害が生じる可能性があるため、早急に実施する。
 - ・座った状態で、事実を正確に、短時間（20 分以内）で、学年に応じた言い方で伝える。
 - ・学年単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に打合せを行う。
 - ・必要に応じて（夏季の場合熱中症防止、極度の緊張や恐怖等の混乱状態の鎮静化など）、ペットボトル飲料等飲み物の準備について考慮する。
 - ・必要に応じて、各家庭への連絡、迎え依頼等の配慮をした上で、下校措置をとる。
- * 保護者への連絡・説明
 - ・全保護者へ、その日のうち（できれば報道発表前）に連絡する。
 - ・保護者向け文書を作成する。（事案の概要、生徒の様子、学校の思い、家庭での留意事項、緊急保護者会の案内、相談窓口等）
 - ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
 - ・学校全体・当該学年・当該部活動等、対象を決定し緊急保護者会を開催する。
- * 電話・来校者への対応
 - ・応答文案を作成する。
 - ・対応窓口を一本化する。
 - ・詳細に記録する。（日時、場所、名前、学校との関係、内容等）
- * クレーム電話等への対応
 - ・事案によっては、クレーム等の電話がある。対応窓口に電話をつないで、最初に相手の氏名を確認する。匿名の場合でも真摯な態度で傾聴し、公表できる事実を冷静にきちんと伝える。
- * 報道機関への対応
- * 周囲の学校との連携
 - ・周囲の学校の児童生徒、保護者の間に憶測や噂話、デマ等が広がらないように、校長は、周囲の学校の校長に正確な情報を提供し、協力を要請する。

（３）初期 ・ 中期対応

⑤ 心のケア

- * スクールカウンセラー等派遣要請（「学校メンタルサポート事業」を活用）
- * カウンセリング・家庭訪問・電話相談等を通じて、生徒・保護者・教職員の心のケアに努め、二次被害を防止する。
- * 心のケアに係る説明の実施（緊急保護者会開催時、教職員向け等）
- * 心のケアに係る資料作成・配付（生徒向け、保護者向け、教職員向け等）

⑥ 死への対処

- * 学級等における説明・話し合いに際しての留意事項
 - ・静かに、そして率直な態度で、生徒と死の意味や影響について話し合う。その際、気分が悪くなったら遠慮無く申し出ることを伝えておく。
 - ・様々な感情表出を促す。
 - ・不必要なことを詳細にわたって話すことはしないが、質問には真摯に答えるよう努める。

- ・死者の残した品や思い出について話し合うことも大切である。
- ・宗教的な言葉は避けるようにする。一方、生徒個人の様々な信仰等を認めることも大切である。

* 保護者宛通信文の配付

- ・内容については、事前に、関係する保護者へ確認をとる。
- ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さを記載する。
- ・援助機関や相談電話のリストを掲載する。
- ・カウンセリングの有効性を説明する。

* 葬儀への参加

- ・参加の連絡範囲・規模等について、当該生徒の保護者の希望や了解を事前にとる。
- ・葬儀への出欠席の選択は、あくまでも生徒自身が決める。
- ・参加する生徒には、葬儀のエチケット等を事前に指導する。

* その他

- ・遺族の思いに十分配慮し、「不幸中の幸い」「幸いにも」等の言葉は絶対に使わない。

☆ 自殺への対応

- ・自殺現場の様子や自殺の手段等についての詳細は、絶対に話さない。
- ・死を美化しない。心情に共感すると誘発を招くことがある。
- ・配慮を要する児童生徒に十分注意を払い、後追い自殺やその他の二次被害を防ぐ。

⑦ その他

* 臨時休校後の学校再開

- ・安心・安全な登下校について、十分配慮する。
- ・教職員が校門等で迎える。
- ・事案発生場所の整備、代替教室の決定等、平常授業再開に向けた環境整備を行う。

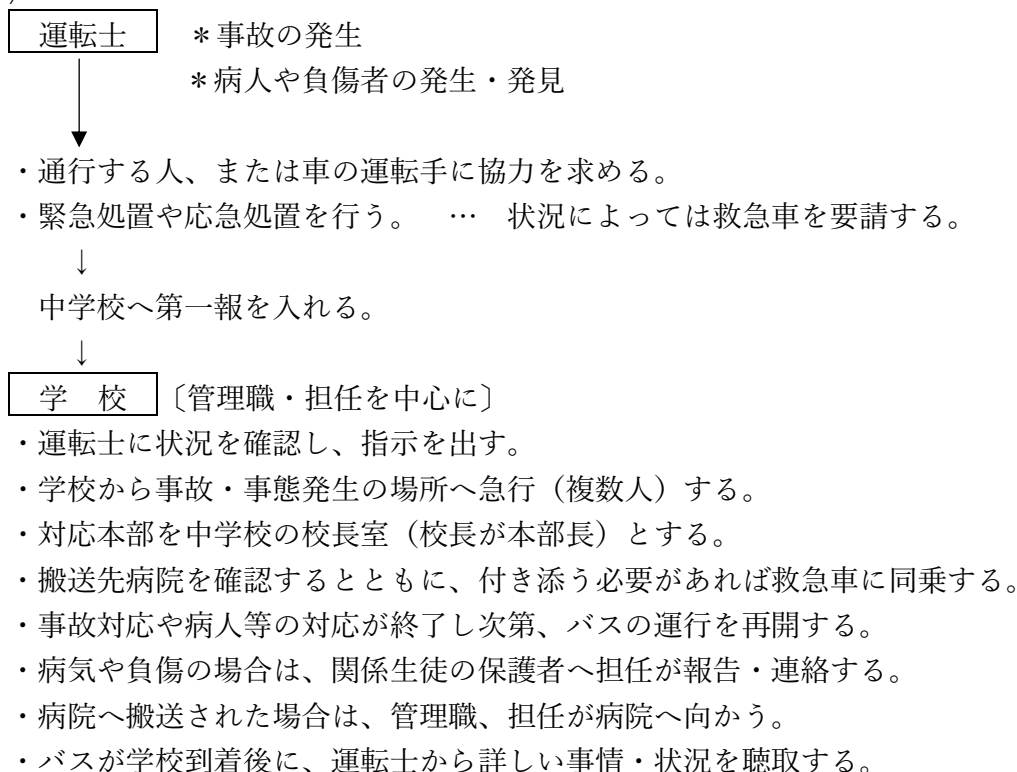
* 当該保護者（遺族）への対応

- ・誠意ある継続的な対応・支援を行う。（家庭訪問、援助機関の紹介、法要への出席等）

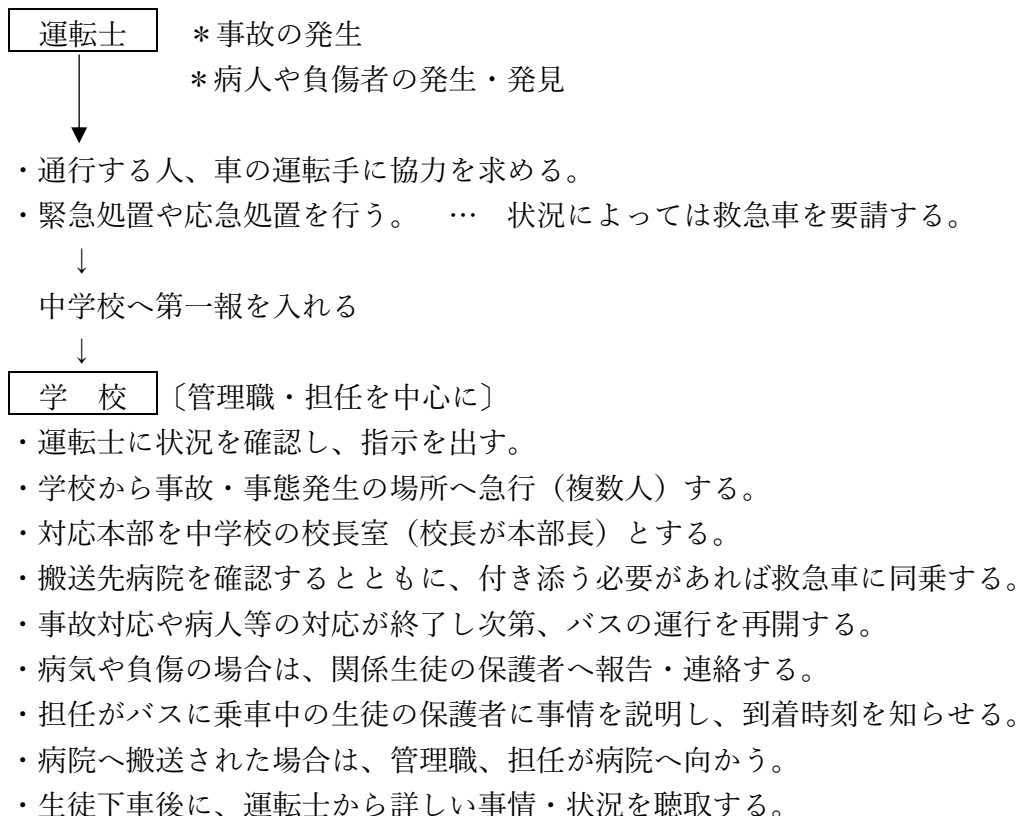
11 スクールバス緊急マニュアル

生徒がスクールバスを利用して登下校中に、スクールバス内で病気・事故等の緊急事態が発生した場合、運転士・学校・教職員及び保護者の基本的な対応（体制）を示す。

〈登校時〉



〈下校時〉



☆バス運転士が負傷し、学校等への連絡ができない場合

- ・バス内に緊急連絡先を標記した書類を保管する。
- ・生徒に運転士が負傷した場合の対応マニュアルを周知しておく。

〈対応マニュアル〉

- ・生徒に通行中（通勤中）の自家用車の運転手に応援を求める。
- ・生徒から運転手に学校への連絡と、状況によって警察や救急車の要請を依頼させる。
※連絡先が不明の場合は、上記の書類を利用する。
- ・連絡を受けた場合、学校は上記の対応を行う。
※学校から事故・事態発生場所へ急行（複数人）する。等

阿武町スクールバス等の事故処理対応について

2020/4/1

阿武町教育委員会

【スクールバス等の事故処理対応に関する基準等】

1. 事故等の報告経路（第1報体制）＜別紙のとおり＞

レベル1 … 積み残し、遅延等

運転手 → 運行業者 → 教育委員会（事務局長・総務係長） → 教育長（ → 町長）
↓
小中学校 → 保護者

レベル2 … 事故（人身にかかわらない交通事故等）

運転手 → 運行業者 → 教育委員会（事務局長・総務係長） → 教育長 → 町長
↓ ↓
警察署 小中学校 → 保護者

レベル3 … 重大な事故（人身にかかわる、またはかかわる恐れのある交通事故等）

運転手 → 運行業者 → 教育委員会（事務局長・総務係長） → 教育長 → 町長
↓ ↓
警察署 小中学校 → 保護者
消防署

※運転手自身は何らかの要因で怪我を負う等の身動きがとれなくなるケース

●運転手が負傷し事務局に連絡が出来ないような場合を想定し、バス内に学校・事務局等の連絡先を表記した書類等を用意し、生徒（児童）が、通行する通勤者（運転手）等に応援を求めることが出来るようにする。また、生徒（児童）がバス運転手の携帯等を利用し、直接、緊急連絡先に連絡を入れることも想定し、学校において指導を行う。

●連絡を受けた学校・事務局等は、上記に準じた連絡を取ることとなるが、運転手不在の状況下では情報が極めて限定的となることから、速やかに警察・救急に連絡を行い、警察・救急車の出動を要請する。

※運転手が負傷した場合、生徒（児童）のみがバスに取り残されることとなるが、通常、通学・下校時間は、通勤帰宅時間帯であり、使用道路は通勤等における主要ルートでもあり、時間差は多少あっても前後に必ず通勤者等の車両が通過すると想定される。この場合、事故等異常を発見することになるドライバー（通勤者）は、110番あるいは119番に連絡するノウハウは当然身につけており、また明らかにスクールバスと分かる車両であり、学校等への連絡も期待される。ドライバーが携帯電話等を常備していることが前提となるが、通勤者はほぼ全員が携帯電話を持っていると考えられる。学校の電話番号も何らかのルートにより照会でき、また警察等を通じて連絡も行くものと考えられる。

※なお、運行委託の場合、運転前に必ず健康チェック等を行う。（現状実施）

2. 報告内容（運転手→運行業者→教育委員会）

- (1) 発生時刻
- (2) 事故の内容
- (3) 児童生徒等の怪我の有無（有の場合は怪我等の状況等）
- (4) 事故の相手方の有無（相手方の状況等）

3. 発生時の教育委員会の対応

- (1) 小中学校等関係機関と連携し、現場確認及び迅速な状況確認を行う。
- (2) 事故の状況を記録し、関係機関に報告を行う。

4. 保護者対応

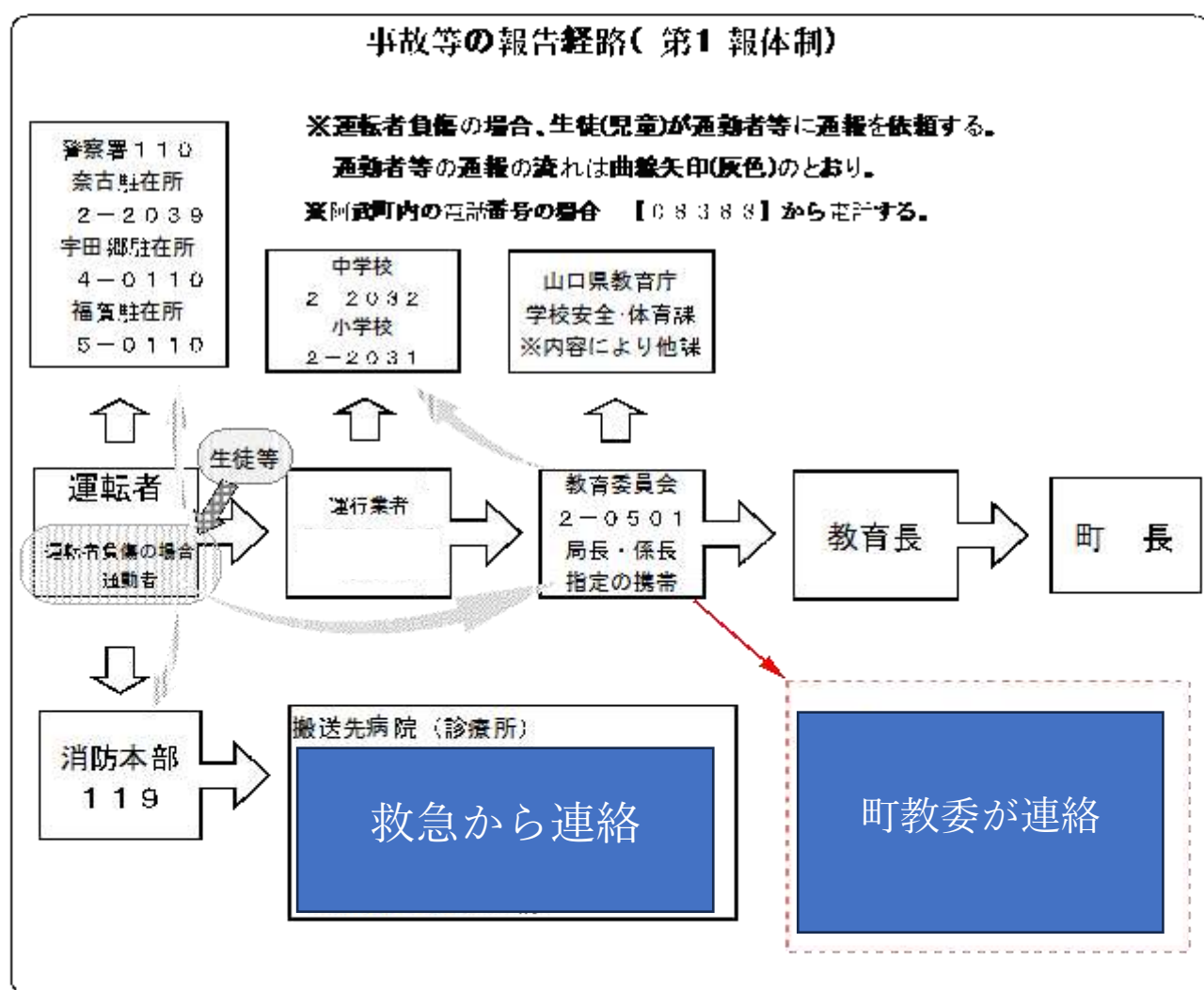
- (1) 小中学校から当該保護者へ電話等により速やかに状況を連絡する。
- (2) 必要に応じて、保護者へ状況等を説明する。

5. 報道対応

- (1) 報道対応は、委員会内に窓口を一本化する。
- (2) レベル3は原則として公表する。レベル2は適宜判断する。

6. 事後の対応

- (1) 運行業者から速やかに報告書の提出を受ける。
- (2) 報告書の提出を受け、対応策等の確認を行う。
- (3) 運行業者へ文書による指導を行う。
- (4) 必要に応じて、全運行業者へ文書で注意喚起を行う。



※運転手(個人)の携帯電話が使える場合は、生徒(児童)が携帯電話を使って連絡先にバスと運転手の様子を連絡する。

通行ドライバー用連絡先
阿武町教育委員会 阿武小・中学校

《緊急連絡のお願い》



スクールバスが異常です。運転手が負傷しています。



恐れ入りますが、お手持ちの携帯電話等により、至急下記に連絡願います。



学校、教育委員会の担当者も駆け付けますが、可能な範囲で救援車(パトカー、救急車等)が到着するまで、この場にて待機のご協力をお願い申し上げます。



生徒を安全な場所に待機させてください。

■バス・運転手の様子、現在地等を連絡ください。

警察 1 1 0

消防(救急車) 1 1 9

阿武小学校 0 8 3 8 8 - 2 - 2 0 3 1

阿武中学校 0 8 3 8 8 - 2 - 2 0 3 2

阿武町教委 0 8 3 8 8 - 2 - 0 5 0 1

至急連絡お願いします

12 弾道ミサイル発射に係る「Jアラート」対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

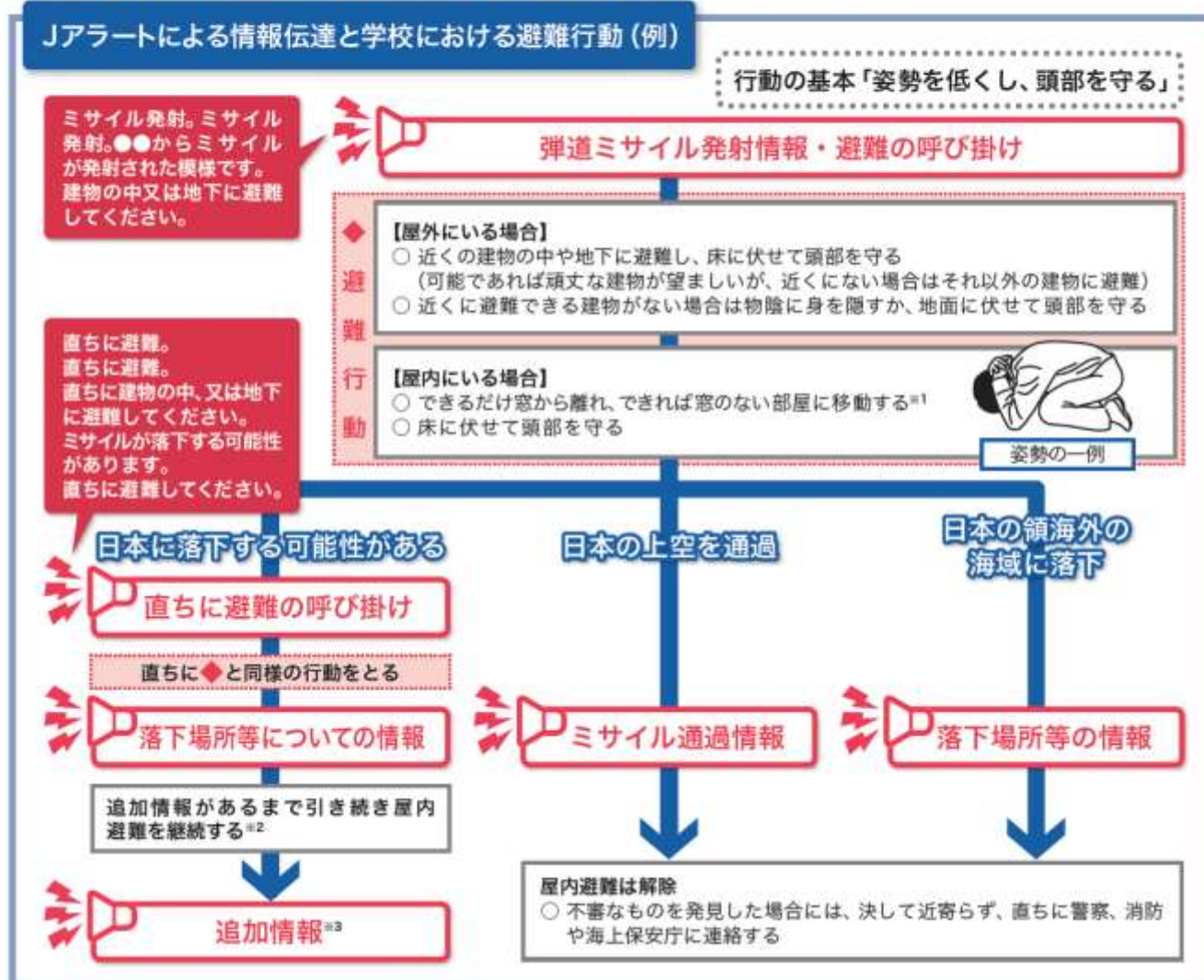
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

（1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ること考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体で作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

【2】体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じた的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線(同報系)等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

13 熱中症発生時の対応の手順

(1) 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて養護教諭に指示し、暑さ指数(WBGT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	(参考) 気温 (°C)	注意すべき 生活活動の 目安	熱中症予防運動指針(注1)	(参考) 日常生活に おける注意事項
31 以上	35 以上	すべての生活 活動で起こる 危険性	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。	高齢者においては安静状態 でも発生する危険性が大き い。外出はなるべく避け、涼 しい室内に移動する。
28～31	31～35		厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久 走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さ に弱い人(注2)は運動を軽減または中止。	外出時は炎天下を避け、室 内では室温の上昇に注意す る。
25～28	28～31	中等度以上の 生活活動で起 こる危険性	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適 宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分 おきくらいに休憩を取る。	運動や激しい作業をする際 は定期的に充分に休憩を取 り入れる。
21～25	24～28	強い生活活動 で起こる危険 性	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補給する。	一般に危険性は少ないが激 しい運動や重労働時には発 生する危険性がある。
21 以下	24 以下		ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条 件でも熱中症が発生するので注意。	

(注 1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より

同指針補足 * 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1 ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(3) 山口県教育委員会「学校における熱中症対策ガイドライン」

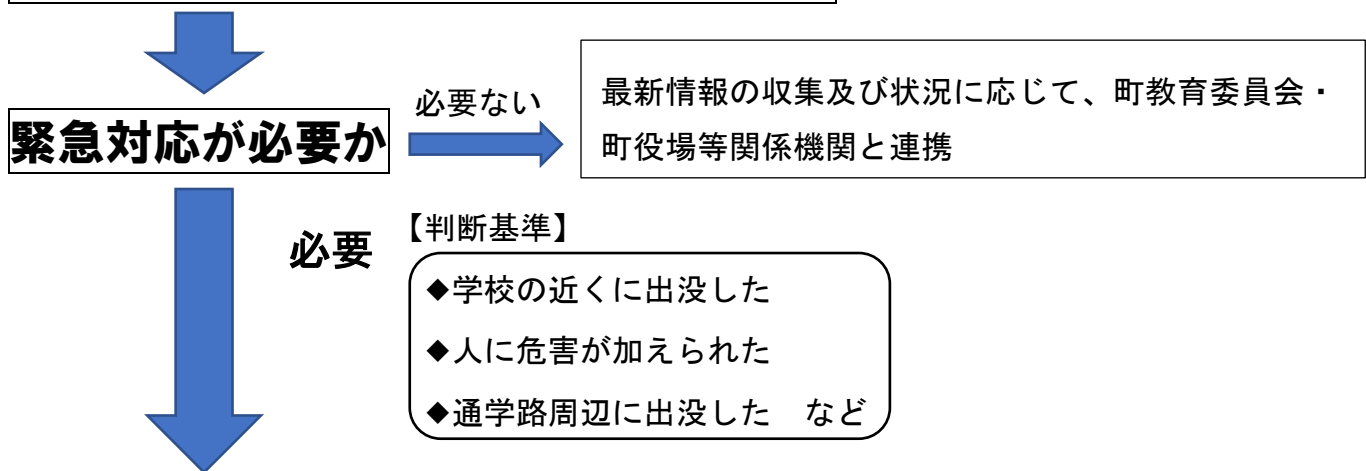
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/222927_417511_misc.pdf



II度中等症以上が疑われる場合は
速やかに管理職に報告すること

14 クマ出没時の対応

クマの出没情報 <生徒の安全最優先>



	生徒	保護者	通学路	教職員
登校前		☐ メール配信 ①情報を正確に伝達 ②登校時の注意事項 ③必要に応じて付添や見守り依頼	☐ 安全確保 ・警察・町教育委員会への支援要請 ・必要に応じて、教職員による巡回・立証・出迎え等	☐ 緊急招集 ☐ 連絡 警察・町教育委員会 ☐ 情報共有 ☐ 対応協議
在校時	☐ 全校生徒の所在確認 ☐ 屋内避難及び待機 ☐ 屋外活動の制限 ☐ 指導 ①休み時間過ごし方 ②下校時の注意事項 ③下校時刻、下校方法（集団下校、引渡し等）の徹底	☐ メール配信 ①情報を正確に伝達 ②学校の対応 ③下校時刻、下校方法（集団下校、引渡し等） ④必要に応じて迎えや見守り依頼	☐ 安全確保 ・警察・町教育委員会への支援要請 ・必要に応じて、教職員による巡回・立証・出迎え等	☐ 情報共有 ☐ 対応協議 ☐ 連絡 警察・町教育委員会
継続対応		☐ メール配信 ①最新情報の提供 ②翌日の登校方法 ③通学路の安全対策 ④屋外での過ごし方の指導 ⑤不安を訴える生徒の確認とケア	☐ 安全確保 ・警察・町教育委員会への支援要請	☐ 情報共有 ☐ 対応協議

参考：久慈市教育委員会 クマ出没対応マニュアル

【ツキノワグマに関する基本的な理解】

- 視力… 人間と同じくらい
- 聴力… 人間と同じくらい
- 嗅覚… 人間に比べてかなり弱いと言われている
- 体重… 40～130キロ 体重は秋に急激に重くなるが、冬眠中は何も食べないのでやせている。

オスはメスよりも1.5倍～2倍くらいに大きい。

- 脚 … 熊はとても速く走ることができる。山で出会ってしまった時は、走っても逃げても追いつかれてしまう。また、木登りも泳ぎも得意である。

【クマに出会わないために】

● 自分の存在をクマに知らせる

クマは、聴覚や嗅覚が優れているため、ほとんどの場合、人よりも先に人間の存在を知って茂みなどへ逃げていく。笛や鈴、ラジオなどの音の出るものを携帯し、自分の存在をクマに知らせる。

● 山にはクマがいると思って行動する

西中国山地は、クマの生息域なので、山奥にクマがいるのは当然と思って山に入る。クマの糞や足跡を見つけたらすぐに引き返すなど、最新の注意を払う。

● 限度を知って行動する

人間が好きな山菜は、クマにとっても大好物。山菜の採れる季節はクマもエサを求めて活発に動き回っているので、糞や足跡などを見たらすぐに引き返す。また、入山の際は、できるだけ二人以上で行動する。

● 悪天候の日は注意

雨や風の強い日、霧の濃い日は、クマも人の気配に気付かず、至近距離まで接近することがある。

【クマに出会ってしまったら】

● クマが気付いていない場合

遠くにいれば、そっと離れ、かけ声をかけてこちらに気付かせる。そうすれば逃げていくはずである。近くにいる場合は静かに離れる。

● クマが気付いて逃げていく場合

クマとは反対のほうに行く。

● クマが気付いて動かない時

ゆっくり、クマから見えない位置まで離れる。

● クマが気付いて突進してくる時

危険な状態である。持ち物を置いてクマの気をそらせてみせる。

● 子グマを見た時

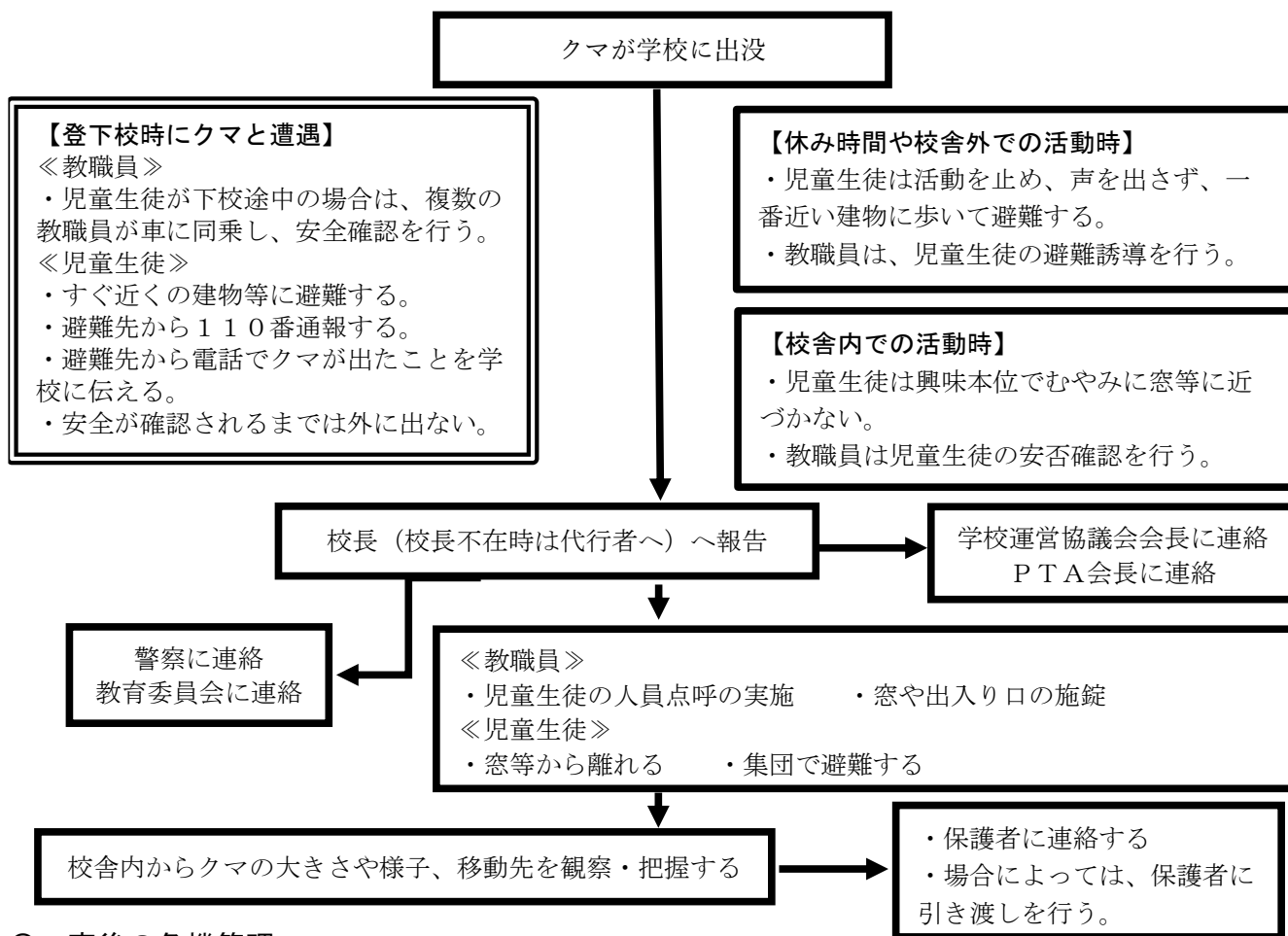
決して近づいてはいけない。必ず近くには母熊がいる。子グマを守るため人を襲う可能性がある。

◆ クマ等の害獣対策のための対応フロー

◎ 事前の危機管理

- ・ クマ対策のための鈴などを準備しておく。
- ・ 市町の害獣担当課と連携し、クマの生息地や活動範囲を調査し、学校周辺にクマの出没が予想される場合は、教職員や児童生徒に対して熊の存在と対処方法についての教育を行う。
- ・ クマ対策のためのプロトコル（複数の者が対象となる事項を確実に実行するための手順）を策定し、関係者に周知徹底させる。
- ・ クマ対策に関する訓練や避難訓練を定期的実施し、教職員や生徒の適切な行動を確保する。
- ・ 地域と連携し学校周辺の環境整備を行い、クマの餌場となる可能性のあるゴミや食べ物の廃棄物を適切に管理する。
- ・ クマ対策やクマ出没状況等に関する連絡網や緊急連絡先を確立し、迅速な情報共有と連絡体制を整える。
- ・ 児童生徒が登下校時にクマに遭遇した場合に、避難できる建物等を確認する。

◎ 発生時（初動）の危機管理



◎ 事後の危機管理

- ・ 出没したクマの行方を関係機関からの情報を元に確認する。
- ・ 当面の間、集団での登下校とし、必要に応じて、教職員も同伴する。
- ・ 今回の事案の評価と復旧対策を行う。
 - インシデントに関する詳細な報告書を作成し、教育委員会や関係機関に提出する。
 - インシデントの原因や対応の評価を行い、今後の改善策や予防策を検討する。
- ・ クマ対策のマニュアルや手順を見直し、より効果的な対策のために改善を行う。
- ・ 心理的な影響を受けた児童生徒や教職員へのサポートを提供し、必要なカウンセリングや心理支援を行う。

【参考】ツキノワグマによる被害を防ぐために（県庁：環境生活部 自然保護課）

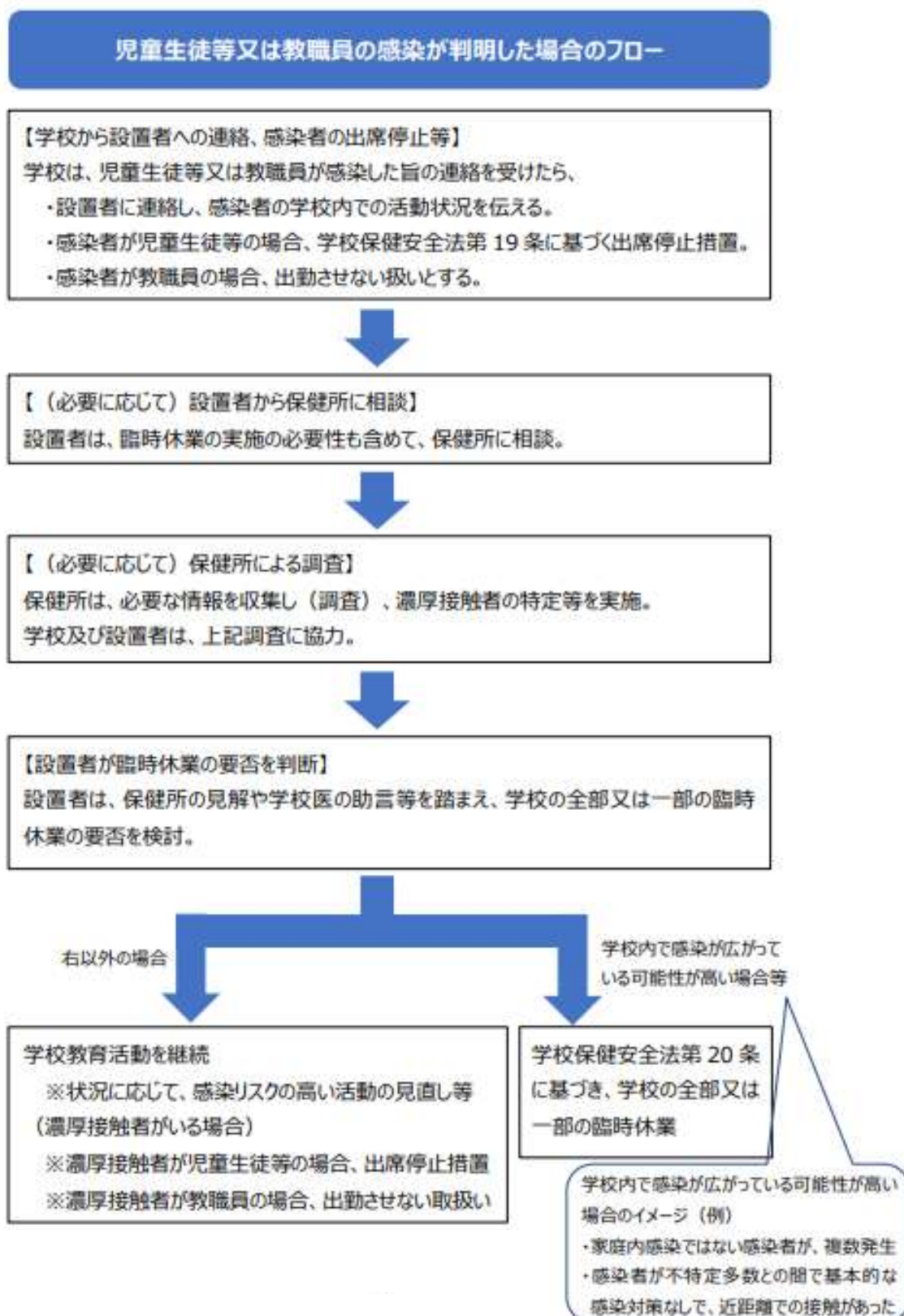
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20698.html>

- ・ ツキノワグマの被害を防ぐために
- ・ 市町別、月別クマ目撃情報
- ・ 人身被害
- ・ クマに関する各種情報・取組＜外部リンク＞

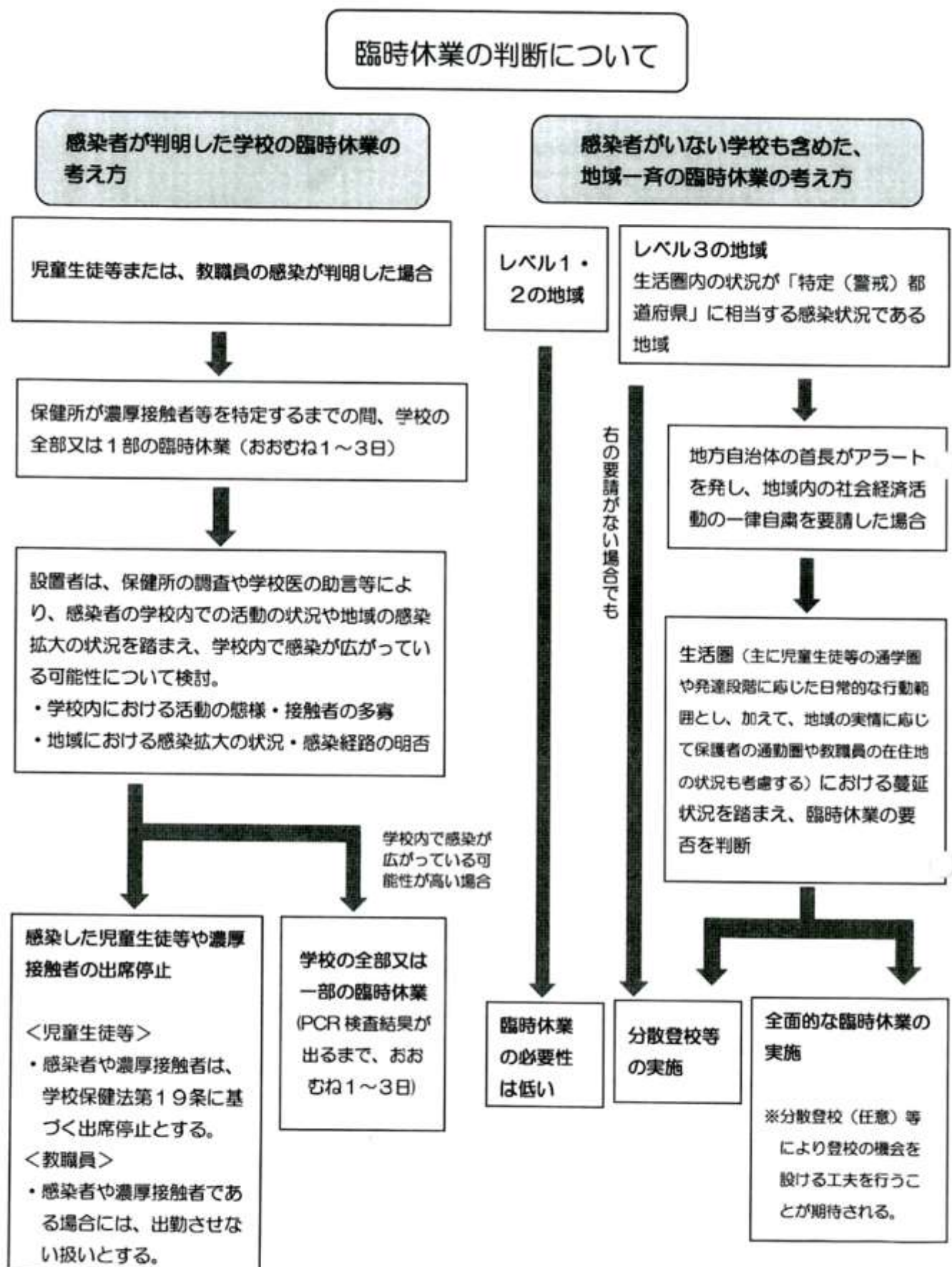


15 （参考）新型コロナウイルス感染症発生時の対応

（１）対応の手順



(2) 臨時休業の判断



16 校外活動における安全管理マニュアル

1 目的

遠足、社会見学、職場体験学習、宿泊学習、修学旅行等の校外活動においては、児童生徒の生命・身体の安全を最優先とする。活動の教育的意義を十分に踏まえつつ、事前の危険予測及び事故・災害への備えを徹底し、安全・安心な教育活動を実施する。

2 事前の安全確認及び計画

校外活動の計画に当たっては、次の事項を確認する。

(1) 活動計画

- 活動の目的及び教育的意義を明確にする。
- 活動内容、行程及び活動場所が児童生徒の発達段階に適していることを確認する。
- 保護者に活動内容、安全対策、緊急時の対応等を事前に説明し、理解を得る。

(2) 危険予測（リスクアセスメント）

- 活動場所及び経路について事前調査を行い、自然災害（地震、津波、土砂災害、河川氾濫、熱中症、雷等）や交通事故、犯罪等の危険性を把握する。
- 最新の気象情報、災害情報及び交通情報を確認し、安全が確保できない場合は活動内容の変更又は中止を検討する。
- 校外活動先周辺の避難場所、避難経路、AED 設置場所、医療機関、警察署、消防署等を確認し、活動計画及びしおり等へ反映する。
- 一人で避難することが困難な児童生徒への支援体制を事前に確認する。

(3) 関係機関との連携

- 訪問先、宿泊施設、旅行業者、交通事業者等と安全対策について十分協議する。
- 利用する交通機関については、必要な許可・登録・保険加入状況等を確認する。
- 学校は関係業者に過度に依存することなく、安全確保について主体的に判断する。

3 引率体制

- 引率責任者を明確にし、教職員の役割分担を定める。
- 引率人数は活動内容や児童生徒の実態に応じた必要十分な体制とする。
- 引率教職員相互及び学校、また生徒が教職員から離れて活動する場合の生徒から教職員への連絡方法を確認し、定期的な情報共有を行う。
- 緊急時の連絡体制（学校・教育委員会・保護者・医療機関・警察・消防）を整備し、確実に機能することを確認する。

4 活動中の安全管理

- 引率者は常に児童生徒の人数及び健康状態を確認する。
- 危険箇所では安全指導を徹底し、児童生徒のみで行動させない。
- 気象状況や現地の状況に変化があった場合は、安全を最優先に活動内容や行程を変更・中止する。
- 引率責任者は状況を的確に判断し、必要に応じて目的地、経路及び日程等を柔軟に変更する。

5 事故・災害発生時の対応

事故又は災害が発生した場合は、次の順に対応する。

1. 児童生徒の生命・身体の安全確保
2. 負傷者の救護及び応急手当
3. 必要に応じて 119 番・110 番通報
4. 他の児童生徒の安全確保及び避難誘導
5. 学校への第一報
6. 保護者及び教育委員会への連絡
7. 発生状況及び対応経過の記録

6 活動終了後

- 実施状況及び安全対策について教職員で振り返りを行う。
- ヒヤリ・ハット事例や事故の要因を分析し、再発防止策を検討する。
- 必要に応じて危機管理マニュアル及び活動計画を見直す。

7 適切な教育活動の実施

校外活動の実施に当たっては、教育基本法及び関係法令等の趣旨を踏まえ、教育活動としての適切性を確保する。

- 特定の政党又は政治的立場を支持・反対する活動は行わない。
- 社会的課題等を扱う場合は、多面的・多角的な視点を踏まえ、公平・中立な教育活動を行う。
- 校外活動の内容については実施前に適切性を確認し、必要に応じて見直す。
- 活動の目的及び内容について保護者へ十分説明し、理解を得る。

